

文書館ニユース

7 号

山口県文書館

挨拶にかえて

館長 松村 茂

着任いたしました五カ月になりますが、この間文書館に関心をお持ちの関係者各位からいろいろのご意見をお寄せ頂いております。

「文書館法制定の運動を進めるべき時期にきていると思うがどうか」、「史料の蒐集をもっと積極的に進めないと散逸のおそれがあり心配だ」、「最近職員が少なくなったようだが活動を縮少するつもりなのか」、あるいは「文書館の性格付けをどうするべきか、それは一面では県民の要請が奈辺にあるかをつかまないといけないことだが」等々、これらは何れも運営の基本に連なる問題ばかりであり、しかも昨今はじめてとりあげられたものではなく、十数年前文書館が設置されて以来の懸案とでもいうべき問題でもあります。

挨拶にかえて

松村 茂 1

戦後史料の保存を

大城 立裕 2

文書館類似施設の現況

4

京都府立総合資料館について

8

石川県立郷土資料館と文書館の性格

亀田 康範 11

瀬戸内海歴史民俗資料館について

13

山口県文書館だより

14

文書・記録類は過去幾星霜を経て集積された文化遺産であり、それを保存、利用することはとりもなおさず地域の歴史を解明することであるという理解は、それが感覚的なものにしろ、一般に受けとめられているところですが、さてこれをどのような範囲と段階で、どのような機関に集中することが望ましいか、またその機関はどのような位置づけがなされるべきか、といった現実の史料保存利用の運営については未だ成案を得るところまでにはいっていないように思われます。

それは、戦後の混乱から立ち上って高度経済成長に傾斜していった過程の段階では、そのような気運が醸成されることを期待するのは少し無理ではないでしょうか。しかし最近、急に公害防止や自然保護の問題がやかましくなってきた如く、生活環境を中心にした視点が強調されるようになったことに伴って、地域社会の文化的施設ないし機能が注目され始めようとしていることは誠によろこばしい現象といえましょう。とはいってもこの「文書館法制定」にしても、いままじ具体的現実的理解が進んでこない、機が熟したとはいえないし、史料の蒐集や文書館の性格付けの問題は文書館法制定促進

運動のなから自然に結論づけられてくることと思います。

このように考えますと、何よりも先ず進めなければならないのは文書館法の制定促進運動であり、そのような進め方をすることが全国各地の文書館設立運動を盛り上げるために極めて得策であり合理的であるように考えられます。これからの文書館設立運動は趣旨の共通理解の段階を脱して、現実的具体的理解の段階に入った、いわば初期の段階から中期の段階に入っていると認識したいのですが如何なものでしょう。

戦後史料の保存を

歴史の表、裏通りの記録

私のつとめている琉球政府立沖縄史料編集所では、いま戦後史料の保存のための運動をおこなっているので、この紙面をおかりして、皆さんのご協力をえたい。史料編集所では、じつはその前身である文教局研究調査課のころ、琉球政府と市町村役所にある文書を編集して「琉球史料」の名で刊行しており、十年ほど前に私は個人として一九四五年から一九五五年までの分だけが編集されて、その後編集所では「沖縄県史」の編集に多忙で、史料の収集まで手がまわらなかった。そのうち琉球政府でも市町村でもファイリング・システムが採用されたが、そこでは「文書整理とは捨てることからはじまる

山口県文書館が、全国にさがけて誕生し、その運営についてもある意味での試行的な積み重ねをしつつ、いわば先駆的役割を果たして来たわけでありますが、類似館を含めた最近の各府県における設立状況は遅々たりといえども年々その数を増しており、只今では設立準備中のものを含めて二〇府県余を算しているというすう勢をみるにつけ、設立運動第二期の段階における先駆的使命を痛感せざるを得ません。

沖縄史料編集所長

大 城 立 裕

「と教えているので、私はとんでもないことだと思い、「単純に捨てる前に、残すべきものと捨てるべきものとを理論的に吟味して分けるべきだ」と意見をのべた。これは結局は少数意見で普及しなかったが、沖縄戦後史という特異な経験を考え、物理的な条件さえ許すならば、ちいさな紙きれプリントやポスターにいたるまで史料として保存すべきだと思う。私個人は、史料編集所に勤務するようになったのは偶然のことからにすぎないが、時あたかも戦後史料収集の仕事にぶつかって、大変なことだがやりがいを感じている。

一般のご参考までにまず書いておかねばならないのは、「史料の真の価値は後世の人にしか分らない」ということである。一、二

の例をあげたい。

疎開船対馬丸の悲劇をあつかった「悪石島」を書くために取材したとき、対馬丸出航の日付けを正確に知るのに難渋した。十人の生き残りの方に会って、一九四四年八月十九日とする者が九人で二十一日とする者が一人であった。そしてその一人が頑強に主張したのだ。私はこの少数意見を捨てなかった。十人にひとつだけ共通資料があつたのは、出航の夕刻小雨がちらついていた、ということだった。さっそく気象台にうかがつたら、当時の資料は八重山測候所だけにある、ということであつた。八重山に手紙でお願いしたら、当時の天気図にいいないな解説をそえて送っていただいたが、それによると、小雨が降つたのはその前後には二十一日だけであつた。そこで絶対少数意見が採用された。しかも、ついでに分かつたことは、東方海上に台風が発生してしだいに沖縄に近づいたが、北大東島近くで四十五度ほど急旋回して東へ去つた、という事実である。台風が最初の方向で西へ向かつたら、対馬丸の生き残りは皆無であつたらう。かれらはまだ海上を漂っていたのだ。——このことを天気図製作者は予想しなかつたはずである。

近刊の拙作「恩讐の日本」で謝花昇をあつかった。奈良原知事からの差別についての具体例に困つたが、ひとつだけ当時の人件費予算の資料が史料編集所にあつて、それによると「技師」(つまり謝花)の給料が明治三十年に半減している。他の職位は増加している。これを私は差別予算と解して書いた。当時の県庁の機構や人員については、その直接資料はないが、予算書でつかむことが出来た。

今日の私たちがつまらぬもののだとして捨ててものが、後世どのように役立つか、予測はつかないのである。沖縄の戦後史料にはその

ようなものがきわめて多いと思われる。

歴史の表通りと裏通りということを、私は常に考えている。小説などを書いてみると、いつもその裏通りが気になっている。人間の心の動きを追う小説の領域では、歴史家が何の問題にもしないものが案外気になるが、じつは人間の歴史の真実は、そのようなところから接近すべきなのだ、ということをも、戦後史を実際に生きてきた沖縄人なら、正直に物を見ようとする限り、誰でも感じるはずである。たとえば、私はいつも思うのだが、敗戦直後あれほどヤマトにたいする恨みつらみを言っていた沖縄人が、どうして間もなく日本復帰運動にかたむいて行つたか、通り一遍の戦後通史からはどうしても分からない。これについての具体的な史料は、まだ私の眼にはふれない。

戦後の経済エネルギーにはめざましいものがあつたが、その具体的な史料はおそらく税関の輸入申告書や通商課の後払輸入申請書、それらに添付された取り引き上の手紙類から多くを得られるであらう。出入管理庁のカードから、一人の実業家がどの海外へ一年に何日間旅行したかということをとづけることができるし、これは経済史と文化史の双方に役立つはずである。輸入申告書記載の品名が英語からローマ字に変化しているはずで、ユーモラスな文化史料だが、英語のころのもののもう残っていない。

市町村の書類をつぶさに見れば、政府と住民とのあいだにはさまって市町村役所がどのように仕事をしたか、市町村行政史を肉づけることができよう。

最近いろいろの機関で、復帰前にその機関の歴史を書く試みがなされていることを、よいことだと思う。が、その担当者たちが史料

の不足をなげいていることをも、同時に重大なこととして考えなければならぬ。史料保存にたいする意識が低いを見ると、沖繩人はやはり自分で自分の歴史をつくったことがなく、自覚がたりないのか、と疑わざるをえない。それを思うと、いま私たちが進めている運動こそは、沖繩史上初の画期的な仕事であるにちがいない、と手前味噌ながら考えている。百年前の琉球処分とき、処分官・松田道之が首里城に入城してまず行なったことは、評定所のすべてに封印をすることであった。彼は評定所のすべての文書を東京へ運んだ。沖繩史の史料は東京に多くあるのである。

われわれの戦後史料を、われわれの手で間違いなく現地保存を、ということ、琉球政府ではいま、整理をはじめており、各機関で廃棄したいものはすべて史料編集所がもらいうけて保存することになっている。市町村にも依頼を発送した。政党その他の諸団体にも、民間会社にも、とにかく保存整理をお願いしたい。廃棄される分があれば、機会をつくってもらいたい。私たちは掃除と文化創造を兼ねる。

それにしても、置き場所の問題で困っている。史料編集所はいま

文書館類似施設の現況

昭和三十四年に山口県文書館が設置された。文書館としては全国で最初のもので、この設立は学界をはじめ各方面より大なる期待をもって迎えられた。以来十三年間、山口県の歴史的解明、さらには

中央図書館の三階に間借りしていて、自分一個の身の置きどころにさえ苦しんでいるところへ、天下の膨大な戦後史料をかかえこむべき栄光と悲慘(?)とを負おうとしている。那覇琉米文化会館の施設を資料館(本土では文書館・モンジョ・カンとよんでいるところが多い)としてもらえたら最高だ、と私は昨年九月に就任いらい考えたが、沖繩県史編集審議会では同じことをその一年前から考えていられた、という。いまのところじつは、会館の施設をもらいたがっている諸団体が、いろいろとあるようで、文化施設の貧弱な沖繩では、いずれの立場もごもつともなことである。ただ、私がひそかに懸念するのは、戦後史料収集の仕事だけは、その施設をあらためて建設するとなると、それまで待つうちに、現存史料を「捨ててくさい。私たちが保管する能力はありませんから」と、史料編集所のほうから矛盾ながら申し出なければならないような仕儀になって、悔いを千載に残すことになりそうだ、ということである。

以上、公私混淆めいたおかしいアピールになったが、諸団体のご理解をいただけたら幸甚である。

(沖繩タイムス七二・三・三〇より転載)

アンケート報告

我国の歴史学の発展に山口県文書館が寄与したこと大なるものがある。これを契機に歴史学関係諸団体、学術会議などの支援を受け、文書館設立運動がもり上った。しかし、その叫び声の大なるのに比

べて実際の文書館の開設は微々たるものであった。その原因は色々あるだろうが、ここではあえて問うまい。だが近年文書館そのものではないが、何か歴史史料を扱う施設が各地に設立されつつある動きを感じる。そこでこれらの施設を文書館的施設もしくは類似館として眺め、その姿を探ってみることにした。このなかから今後の文書館運動の方向を探ってみたい。

このたび、各都道府県の行政資料担当課と教育委員会の歴史史料担当課の二者にアンケートをお願いした。それは、その設立の主体となる行政担当者から確実な情報を得ようと思ったからである。アンケートの質問内容が簡略であったためか、はっきりつかめなかったものもあるが、その結果を別表にまとめてみた。

まず資料館と名づけられたものが多いのに気づく。準備中のものも含めて十館ある（歴史館、郷土館も含む）。その資料館の性格は文部省で準備中の歴史民俗博物館のものが大半のようだ。それはまた博物館法にもとづくものである（文書館的性格の強いものもあるが）。そのため、事業内容は展示を主体にし、その資料（史料でなく）は当然民俗資料や考古資料が中心となるようである。しかし、資料収集の中で文献史料の収集を行なうものもある。また、歴史史料に関連する事業を業務内容にするということで、ここでは文書館の類似施設と考えたい。このような資料館設立の背景に文化庁の支援があると聞く。今後この設立は続くことであろう。それはそれなりに意義あることと思うが、われわれはこの中の史料収集活動の拡充を望みたいものである。

次に、行政資料室の問題がある。これは文書館とはその性格が異なるものであるが、行政資料も歴史史料の一つであると考え、アン

ケートでは広く解釈して文書館的施設の一つとして調査の対象にした。この活動も各地によって差があり、文書館に近い業務を行なっているところもある。

さらに図書館であるが、このアンケートでは対象外としたが、その中には文書館的機能をあわせ持つものもあり、回答で文書館的施設として図書館をあげているものもあった。将来は独立の組織として発展する可能性が大きい。（その動きを感じる調査依頼を二、三件受けている）

文書館運動が下火になっているのでは、との声を聞くこともあるがはたしてそうだろうか。最近、文書館設立の計画をもったところから当館に視察に見えたり、調査を依頼されることが目立っている。このアンケートでも計画、構想を持つ府県が多く見える。現在のところアンケートのような状態であるが、将来はこれらのものが具体化され、また、資料館や図書館内部での拡充、独立が期待できる。そのためには、われわれは文書館法の制定を文書館運動の最大の目標にあげたい。文書館そのものができにくいその背景にはその根拠法規がないこともある。先人の遺産である歴史史料は全国民共通の偉大な財産である。これを公的な施設に集め、保存、活用をはかることはわれわれの大きな義務であろう。行政当局の理解を得ること切なるものがある。

資料館について、現在盛んに活動していられる「京都府立総合資料館」と「石川県立郷土資料館」、それに明年度開館が予定されている「瀬戸内海歴史民俗資料館」の三館より紹介原稿をいただいたので後掲する。

都道府県名	1	2	3
北海道	A		行政資料課
青森	C	ウ	(郷土館 48秋)
岩手	—	—	—
秋田	C	ウ	
宮城	B		東北歴史資料館 (49.4)
山形	C	イ	
福島	A		福島県歴史資料館 (45.9)
茨城	B		茨城県歴史館 (48)
栃木	C	イ	
群馬	C	ウ	〔広域市町村圏に1つの歴史民俗資料館の計画〕
埼玉	A		県立埼玉文書館 (44.4)
千葉	C	イ	〔博物館事業の一つで古文書の保存〕
山梨	A		行政資料センター
東京	A		東京都公文書館 (43.10)
新潟	C	イ	〔歴史民俗資料館調査費計上〕
長野	C	イ	
富山	C	イ	〔史料館の構想〕
石川	C	ウ	(県立郷土資料館 43.11)
福井	C	ウ	
神奈川	A		神奈川県立文化資料館 (47)
静岡	A	ウ	文化センター (44.4)
愛知	C	ウ	
岐阜	C	ウ	
三重	C	イ	〔史料館構想〕
滋賀	C		(近江風土記の丘資料館 45.10)
和歌山	B		県立図書館 (50.4)
奈良	A		県立図書館
京都	A		府立総合資料館 (38.11) ・丹後郷土資料館 (45.10)
大阪	C	イ	〔府立文書館構想〕

都道府県名		1	2	3
兵 庫		C	イ	(文書館調査費計上)
岡 山		—	—	(岡山県総合文化センター)
広 島		C	ウ	〔歴史民俗資料館構想〕
鳥 取		B		県立博物館史料室 (47.10)
島 根		A		県立図書館
山 口		A		山口県文書館 (34.4)
高 知		C	ウ	
徳 島		C		
香 川		B		瀬戸内海歴史民俗資料館 (48)
愛 媛		A		行政資料室 (46.2)
福 岡		C	イ	(九州歴史資料館 47.4)
大 分		C	ウ	
宮 崎		C	ウ	
佐 賀		C	ウ	
長 崎		A		県立図書館史料課 (43.10)
熊 本		A		県立図書館資料係
鹿 児 島		—	—	
沖 縄		C	イ	(史料編集所)

- 文書館的施設があるか ④ ある ⑤ 設立準備中 ⑥ ない
- ⑦ ⑧ ならば ⑨ 計画が具体化 ⑩ 構想中 ⑪ 全然考えていない
- ⑫ ⑬ ならばその名称および(設立年月)
- () 内は回答にはないが当方で入れるべきと思ったもの
- [] 内は準備または構想されている内容

資料館の紹介

京都府立

総合資料館について

一 沿革

閑静な下鴨の地に京都府の文化圏をつくろうという蟻川知事の構想の下に、府立植物園・府立大学となり合せに、鉄筋地上四階地下一階の総合資料館（京都市左京区下鴨半木町）が開館をみたのは昭和三十八年十一月十五日のこと、来年は十年目となります。當時を思いおこすと、府が財政再建をおわり自主性をとりもどした最初の大きな文化事業であることに特別の意味があり、全国的にも注目されたものでした。

設立の主旨について知事は、「京都は日本にない手という大きな誇りをもっている。古い伝統と新しい歴史をあわせもつ平安の都において、千年の文化を一つのところで表現できる施設をつくりあげたいというのが、府立総合資料館を設けた動機である。戦後になって文化財はますます分散の傾向をたどり庶民の暮らしの歴史は社会のめまぐるしい変遷の中に押し流されて行くが、われわれに与えられた偉大な民族の遺産はこれを守り、これを活かし、これを後世に引きつがなければならない。憲法をまもり、ふるさとをまもることとは現在に生きる、われわれに与えられた大きな使命である。私は

この府立総合資料館がふるさと京都のそして日本の古い文化をきずく上に役立てば幸いである」と述べております。要するに京都の文化遺産を保存し研究するセンターに発展させるための館は、社会教育施設として府教委の管理する府立図書館とは異なり知事部局の施設として生まれたことが大きな特色であります。したがって館は単に図書館でもなく、美術館でもなく、博物館でもないわけで、それらの機能を総合した独自の文化研究施設にはかなりません。このような独自性をもって充実をはかつていくのには非常にむずかしい点もあり、この十年間にいろいろ反省を加えながら、最近ようやく方向が定まってきたといえます。肝心の資料の収集についても何でも集められたよいというものでなく、総合的・体系的であることはもとよりのことでありますが、資料の現地保存の建前を尊重しつつ、丹後郷土資料館（府教委所管）や市町村での資料保存の動きと連けいを取りつつ、また郷土史家の協力をうるなどしながらすすんでまいりました。

資料面では京都の伝統産業の中心をなす染織・陶芸・木漆工をはじめ、中世・近世文書や生産用具、生活衣食住用具、交通運搬用具などや諸般の生活資料および美術工芸品などの収集保存をはかり随時展示等を通じて住民の鑑賞・研究に供してきました。その一例を紹介しますと、所有者の保存が困難になった東寺百合文書を昭和四十二年三月府が一億三千万円で買上げ整理・補修を行なって完全保存をはかっています。このほか開館当時風俗史家の吉川観方氏から

風俗資料の寄贈をうけたのを始め、府民各層から貴重資料の寄贈・寄託をうけ、また直接購入につとめ、現在図書約三十二万冊、その他資料約八万点（うち戦前府庁文書一、五〇〇点 その他六七、〇〇〇点など）をかぞえるに至っています（第一表）。

二 施設

(一) 資料部門

・展示室（二階）

……京都の文化・産業・民俗・風俗関係資料展示。展示室面積七二七平方メートル、展示ケース一七〇平方メートル。一階に同面積の収蔵庫がある。

・館藏品陳列場（二階）

・資料室（三階）

(二) 図書部門

・大閲覧室（三階）

……四〇〇の座席があり、一般成人（大学生を含む）を対象にする。産業・社会・文芸の三部門に区分し、約四三、〇〇〇冊の図書を自由開架。なお、美術・行政・特許コーナー附設
 軽読書室一〇〇席、学習室二〇〇席
 大閲覧室の一部一階・二階にそれぞれ一、〇七五平方メートル、二階の積層式書架に約五〇万冊の図書を収

蔵可能。

・資料複写室（地階）……マイクロカメラ。電子複写機・オフセット印刷機等により複写サービス

(三) 研究室・集会室（有料）

・特別研究室（四階）……研究調査のため六席用意

・共同研究室（四階）……グループによる共同研究のため二室用意。

・講堂

・会議室……四〇〇名収容
 ……五〇名・四〇名収容の二室

三 事務組織・予算

庶務部 庶務課

館長
 （館長以下
 八九名）

資料部

資料課 一般資料の収集・調査研究・保存・展示
 古文書課 東寺百合文書および近世文書の整理・補修・調査研究・保管
 行政文書課 行政文書の収集・整理調査

図書部

整理課 図書資料の受入れ・目録作成
 閲覧課 大閲覧室・学習室・軽読書室の運営

四十七年度予算 四一九、〇一九千円

（人件費 六八、八四八千円、経常費八一、六七二千円、収蔵庫建設費一六八、五〇〇千円）

四 今後の課題

急激な社会の進歩に対応しつつ、京都の文化遺産を保存し、研究するセンターとして機能していくためには、さまざまな対応策が必要となっています。いまその二、三を参考までにとりあげてみましょう。

(一) 資料収集の狙い

京都の歴史・文化・生活等の資料をより総合的に、より体系的に収集していくことが必要となっています。そこで図書部門ではこれらの基本図書に力をおき、またこれからの情報社会に対応し、京都関係の情報センターの機能を果たすことも必要となってくるでしょう。資料部門では前述したように民族の遺産の収集にあたるのですが、このうち古文書課では、六年間にわたってつづけてきた東寺百合文書の整理補修が四十八年秋に一応おわり、以後、百合文書の公開・図録の刊行の業務をはかるとともに、府下の中世・近世文書の収集整理を積極的に行なう予定であります。また四〇年以來当館で担当してきた府百年史編さん事業の一段落に伴い、本年六月発足の行政文書課では明治以來の府庁文書や関連行政資料の整理にとりかかり、公開利用の途をひらいていわれる公文書館の機能をあわせ持つこととなります。

(二) 館の機能を高め、職員の専門化をすすめる

館の設立趣旨にそってより高度の調査研究に利用されることを狙い、館利用対象者についても、一般成人向きの充実をはかるとともに、従来からの学習室における中高校生向けのサービスは、府立図

書館の充実とあわせ廃止の方向をとるようになります。知事は資料館では専門家を養成するように、また資料館の若い職員が育っていくのが楽しみといわれており、この方向にそって職員の専門化をめざしています。これには百年史編さん事業などを通じて館の総合能力が高められ、また最近には紀要の発行なども行なっています。館の編集・発行にかかる文献を紹介すると第二表のとおりです。

(三) 書庫および収蔵庫の増設

当初書庫は二、一五〇平方メートル（一、〇七五平方メートル二階）で五〇万冊の収集をめざし、資料部収蔵庫は五八一平方メートルで出発しましたが、資料の増加は予想をはるかに上回る急ピッチですすみ、早くも収蔵能力が限界にきました。そこで四十六年度に仮収蔵庫（二九〇平方メートル）を建設したのにつづいて四十七年度に入り近く本格的収蔵庫（鉄筋二階恒温恒湿一、六八〇平方メートル）の建設に着工、四十八年三月完成をめざしています。しかし、近い将来再び収蔵庫の拡張はきかれそうもありません。

第一表 収蔵資料の例

	点数
風俗資料（吉川観方コレクション）	一五、〇〇〇
民俗資料	一、〇〇〇
美術工芸資料	二、〇〇〇
郷土玩具（ みかつき 船コレクション）	九、〇〇〇
歴史・考古資料	二、五〇〇
映画・レコード等視聴覚資料	三、〇〇〇

東寺百合文書
近世文書

行政文書（明治―昭和二〇）

二〇、〇〇〇
一五、〇〇〇
一一、五〇〇冊

第二表 館発行図書

書名	刊行年月	参考
京都府関係資料所在目録	昭四三・三	八、四〇〇項目 収録
京都府関係雑誌論文目録	四六・三	数百種の雑誌から 京都府関係論文 約一三、〇〇〇 収録
京都市町村合併史	四三・三	
京都府百年の年表	四四―四六年度	全一〇冊B五版 三〇〇頁平均
京都府百年の資料集	四六―四七年度	全九冊A五版年 表の姉妹編 全四巻
京都府百年の統計	四二―四五年度	B四版アート刷 写真三二〇葉な ど約五八〇点収 録
図録東寺百合文書	四五・一二	
京都府立総合資料館貴重書目録	四六・三	
丹後伊根の昔ばなし	四七・三	

石川県立郷土資料館と

文書館的性格

亀田 康 範

博物館施設として登録を受けている私共の館は、展示活動に最も力を入れざるをえない。それは、館の性格として、「考古・歴史・民俗並びに自然に関する資料を、一貫した郷土の歴史の流れにそうて展示公開をすることともに、資料の蒐集保管とそれに伴う調査研究を行なう機関」と述べられている事からも理解されよう。

現在、常設展示として、第一室……狩猟から農耕へ 第二室……古代の加賀・能登 第三室……中世の社会と信仰 第四室……城下町金沢 第五室……藩政期の産業と交通 第六室……藩政期の文化 第七室……維新の変革と郷土 第八室……明治の文化と教育 第九室……大戦と郷土の変容 第十室……石川県の自然 第十一室……四高の沿革と、以上十一室を設けている。他に年二回特別展示を行っているが、因みに昭和四十七年度のテーマは、「石川教育百年のあゆみ」と「石動山」の二つで、各々期間は二ヶ月、展示室は二室を充てる。これらを合せた本館の総展示面積は約九〇五平方メートルである。

これら展示活動が主体となっている私共の館が一体、「文書館」としての性質をいくらかでも備えたものであると言えるのであろうか。本館の建物は、遠く明治二四年竣工、翌二五年から第四高等学校として存在し、その後、金沢大学理学部、金沢地方裁判所として

利用されてきたものである。昭和四二年四月、この旧第四高等学校を博物館施設として活用すべく、準備室が設けられた当時、資料の収集活動は全て、「展示できるもの」という事が前提であった。展示できるもの、しなければならぬもの、中には「文書」が含まれる事は論をまたない。それには、一点のみならず、一括して借用なり、寄贈して頂くのがよい、という、ごくあたり前の事を実行しなければならず、初めに文書収集の基本方針を煮つめなかった事を今更ながら残念に思う。

さて、四三年十一月、開館して最初に手をつけねばならぬのは資料の整理である。やはり、一番問題となったのは、収集した「古文書」の整理・分類作業であった。せっかく寄贈を受けたものであるから目録を発行せねばならない。こうして、昭和四四年度分として、後藤家文書（旧加賀藩十村役文書）、四五年度分として、岩佐家文書（旧加賀藩十村役文書）、奥村家文書、小川家文書、樫田家文書、大地家文書（以上何れも加賀藩士文書）、小原家文書（加賀藩足輕家文書）、四六年度分として、村松家資料（雑種の収集資料）の各目録を発行した。他に現在私共の手許に、なお十余点の仮目録作製済の文書がある事もつけ加えておきたい。

翻って言わせてもらえらるなら、これらの目録発行作業が、私共の館に文書館（古文書館）としての性質を、一般の方々が認めて下さった原因ではないかと思う。が、この作業も、歴史関係学芸員二名、補助者一名が主として冬期間のみそれにかかわれる状態では、収集品の整理に追いまくられるだけで、目標だった上での文書の収集活動を行えないというのが卒直なところである。

収集の基本方針としているのは、武家文書（旧加賀藩士、特に下

級武士文書及び陪臣文書）、地方文書（特に農村部）であるが、一概にそれにこだわるわけのものでもない。そして、最近の資料収集活動が、夥しい市町村史の編纂事業或は市町村の図書館、博物館施設との兼ねあいが問題となっているのは、いずれの県でも同様であらう。

さらに、最近、地元紙の投書欄に掲載された記事であるが、『石川県における公文書の保存、活用はどうか』というので分る如く、著しいわが県の公文書保存活動の立ち遅れがある。この投書は関係者にとっては文字通り冷汗もの、文章であった筈である。即ち、図書館、博物館のみあって「文書館」が設立されていないという指適に他ならなかったからである。

この投書の指適は私共にとっては有難いものであった。私共の行っている文書館的活動といっても、それは全く本来のものとは大幅に後退的なものであり、文書館としての積極性をもちえず、任務を遂行するにはあまりに貧弱な体制であるからである。それだからこそ、組織だった「文書館」を早急に設立せねばならぬと一層強く感じているのは私共であると自負している次第である。大方の先輩諸館の御指導を御願ひしたい。

（石川県立郷土資料館学芸員）

「瀬戸内海歴史民俗資料館」

についで

瀬戸内海は成立の当初から今日にいたるまで、東西文化の交流に大きな役割を果たし、その担い手となった瀬戸内の人々は独特の氣候、風土から特色ある生活文化を形造ってきました。

しかし、最近この瀬戸内海地方の開発はめざましいものがあり、それに伴って住民生活も変ぼうして、貴重な歴史、民俗資料の亡失ははなはだしいものがあります。そこで、これらの貴重な資料を収集保管し、調査、研究を行なう一大センターとして「瀬戸内海歴史民俗資料館」を設立し、文化財の保護と活用をはかるものであります。

この資料館は、昭和四十五年六月文化庁へ申請し、四十六年四月より二か年の本格的な準備に入りました。四十六年度は、建築用地の購入や設計をするともに、資料収集、調査をはじめました。そして、四十七年一月には、高松市の西の五色台で起工式を行ないました。

その施設は次のようなものです。

- 一、場所 高松市亀水町（五色台）
- 二、工期 昭和四十六・四十七年度
- 三、構造 鉄筋コンクリート造一階建（一部二階建）
- 四、敷地 四五、〇九四㎡
- 五、床面 二、九九二㎡

六、内部 考古・産業・交通の歴史資料、民俗資料の収

蔵庫、展示室と調査・研究を行うための調査室、研究室、音響室、製図室および管理関係施設等

七、諸経費 約三億四

四十七年四月からは、「瀬戸内海歴史民俗資料館設置準備室」が県の社会教育課にもうけられました。課長を室長として、十二名の室員（兼務を含む）が、収集、整理をしています。そして四十八年度の開館予定で努力しています。

この基本的な考えは次のようなものです。

一、亡失のおそれがある瀬戸内海地域の考古、歴史、民俗分野の有形、無形資料の収蔵、展示を行なう収蔵庫であるとともに、調査、研究を行なう研究機関であります。

二、なお、瀬戸内海の文化の変せんが理解できる資料を対象に、社会教育施設としてあらゆる年令層、知識層の者が利用できるように配慮します。

また、収蔵する資料は次のようなものです。

一、考古資料

(一) 瀬戸内海の成立に関する化石、地質学的資料

(二) 旧石器、縄文、弥生、古墳各時代の資料

(三) 奈良、平安時代の寺院、古代産業の資料

二、産業の歴史資料

瀬戸内海独特の産業として、塩業、漁業、農業、木綿、砂糖、そうめん、醤油、うるし工芸、うちわ、除虫菊、石材等の歴史をあらわす用具、古文書

三、海上交通の歴史資料

水軍、北前船、帆船、高瀬舟に関する歴史をあらわす道具類、

古文書

四、溜池と水利に関する歴史資料

五、民俗資料

瀬戸内海の漁撈と習俗、魚行商の習俗、四国八十八か所信仰、

山口県文書館だより

『山口県史料古代編』の編集

国 守 進

山口県文書館では、四一年度から五年計画で「萩藩閥閥録」および「山口県政史」の編集事業を行なった。このうち「山口県政史」の編集は県下で最初の近代政治史のころみであり、これによって県関係史料の収集は大いに進捗した。

山口県政史執筆の過程で、他県の県史についても参照するところが多かったが、そこでわれわれが気がついたのは、他県の県史や史料集が壮大かつ本格的なものであるのに対して、山口県にはそれがないということであった。こうした本格的な県史への取り組みは、全国的な史料保存の動きに呼応するものにほかならない。当館が四六年度から本格的な県史料集の編集にとりかかったのは、まさにこうした状況をふまえてのことであった。

「山口県史料(集)」の全体計画は、古代編一、中世編三、近世

その他生活の移りかわりをあらわす衣、食、住、信仰、一生の儀礼、年中行事、口頭伝承、団体生活、民俗芸能の資料

五色台は、瀬戸内海を望み、自然と文化財に恵まれた地方であり、この資料館が瀬戸内海一円の人々の、心のふるさととしての環境づくりの中心になるものと期待しています。

(瀬戸内海歴史民俗資料館設置準備室)

編七、近代編五、現代編四の計二〇巻を四六年度以降二〇カ年で編集刊行しようとするもので、この計画はなお今後再三検討が加えられることになっている。

以上の計画のうち、四六年度は古代編から着手したのであるが、当年度は前年までの刊行事業が大はばにおくれてしまったため、事実上の開始は年度後半からとなってしまう。

編集体制は監修に三坂圭治氏を迎え、館員四名が担当者となった。さらに四七年度には八木充氏に主要史料の吟味を依頼し、完全を期することとした。

古代編の編集に着手するにあたって、われわれが困難を予想したのは、たとえば近世と比較した場合、近世のそれが多量の史料のなかから選択する方法をとらうのに反して、古代のそれは、残存する関連史料を網羅する方針をとる場合、どれだけ広く史料をみ、とりこぼしをなくすることができるか、ということであった。

そこでまず、古代史料群を六国史を中心とした刊行史料と、日記等を中心とした未刊史料に大別し、最初に刊行史料を分担調査し、

やがてこれに並行して未刊史料の調査におよぶこととした。
古代編の構成については毎週の編集会議で検討を重ねた結果、次のようなものとなった。

一 綜覧部 所収史料を意識して編年順に整理し、出典を付ける。

二 史料部 各史料毎に関連部分を抜き出し整理する。分類は、編年

史類・法政類・記録類・文書類・詩文類・金石文其他。

三 司表 奈良平安期の国司を年次別に表示し、出典を付ける。

以上のうち、綜覧部を加えたことは当史料集の特長であるが、より多くの人に利用を願ううえでプラスになるものと考ええる。

山口県文書館

史料目録の出版再開

田 村 哲 夫

当館では、『山口県政史』と『萩藩閥閥録』の出版完成を目指していたあいだ、所蔵史料の目録出版事業は一時中断していた。しかし、文書館利用者のため史料目録を公刊することは急務であり、レファレンスサービスの向上をはかる上でも必要かくべからざる基本業務であるので、四七年度から順次継続して出版することとした。
さきに『毛利家文庫目録』の第一分冊を三七年度に、第二分冊を三九年度に出版したが、このたびはその第三分冊を当館史料目録の三として公刊した。この収録内容は次のとおりである。

番号 類名 内 容

41 公儀事 幕府の布令・通達、及び幕府に提出した書類の控。
42 御勤事 幕府の普請手伝、藩主及びその家族の年忌に際して

昨年度から今年度にかけて刊本史料調査のかたわら、県下では船路八幡宮(徳地) 杜屋神社(豊浦) 大林寺(山口) 松崎神社(防府) 能満寺(長門)、県外では内閣文庫・奈良国立文化財研究所・東大寺図書館・九州大学などの所蔵史料の調査にあたった。
現在、印刷用原稿の整理のかたわら、調査史料の再吟味を行なっているが、中世以降の史料・記録からの収録の限度、あるいは依拠史料の漢字をどの程度まで忠実に採用するかなど、むづかしい問題が伏在している。なお本書の刊行は四八年一月末日の予定である。

(価格三千元、予約申込は文書館宛て)

の菩提寺への御勤記録など。

藩主の家督・官位昇進・初入国等の記録。

藩主の結婚、夫人の入興・出産に関する記録。

年末・年始その他儀式関係の記録。

藩主・夫人・側室、及び諸公子の誕生・宮詣り、年忌など吉凶に関する記録。

藩主参勤の発途、及び道中陸路海路の記録。

藩主参勤の帰国道中の記録。

貞享年間以降の公用書状の控。

河川・用水路・溜池・堤防・御米蔵など土木関係の記録で、主として郡奉行所所管。

諸士以下足輕陪臣の御仕置と百姓御仕置、及び遠島

・島借等に関する記録。

八箇国時代分限帳以下廢藩に至る藩士の分限帳・無

給帳など給禄に関する記録。

52 給禄

51 罪科

50 御普請事

49 状控

48 下向

47 参勤

46 吉凶

45 規式

44 三賀

43 美目

女儀日記

藩主夫人の日記類。

目次

藩府密用方その他諸役局所管の文書、及び書類の目次類を収録。

旧記

藩政初期の古記録と当時の物品受払の証文等。

継立原書

藩政初期の史料、及び中期から明治初年に至る藩主決裁窺原書の継立物。

御什書

毛利家所蔵古文書類の写。

絵図

藩政期以来明治大正昭和に至るまでに収集した地図及び諸絵図類。

新館舎の建築

山口県文書館が間借りしている県立図書館館舎が新築されることになった。この館舎は昭和三年に出来、現在は館舎の痛みもひどくまた、書庫・閲覧室などが手狭となり、新たに作り直されることになったものである。文書館としてもこれを機会に、設立当初からの要求である館舎の独立を強く望んでいたが、諸事情のためかなわず、新館舎に移ることになっている。

新館舎は二階建（一部三階）延面積九、六三五㎡で、うち文書館部門は閲覧室一八〇㎡、研究室・作業室二二〇㎡、研究室と閲覧室が一、二階に完全に分離され、閲覧室は現在よりも四倍強の広さになって、落着いて利用してもらえようになる。書庫は九層のうち二層（延約六二〇㎡）が文書館書庫となるが、二・三年のうちに一ぱいになりそうで、改めて文書館書庫、更には館舎の独立問題が論議されよう。竣工は四十八年三月末の予定で、移転時期は未定。

つづく第四分冊は主として幕末維新期の収集史料群を目録化して公刊する予定であり、その内容はおおむね次のとおりである。

忠正公一代編年史、高杉丹治編輯日記、学習院一件、官武周旋始末、馬関戦争一件、京師変動一件、接幕一件、四境戦争一件、戊辰戦争一件、諸隊史料、藩臣日記、他藩人日記、藩臣履歴、他藩人履歴、年度別史料、書翰集、いろは別史料、刊本史料、写真史料等。これ以外の未整理袋物史料や三郷伝編纂所・両公伝編纂所旧蔵の史料群は第五分冊とし、毛利家文庫の史料群の目録化を完結させる予定である。（十二月発刊予定・六〇〇円）

「あとがき」 文書館ニュースが昭和40年に創刊され今号で第7号となる。この間、文書館設立運動のPRに積極的に取り組んできたのであるが、この号では少しおもむきをかけて文書館設立の現状を知って貰うことに焦点をおいてみた。その結果、資料館特集号のようになってしまった。もともと、資料館と文書館は別の性格のものである。資料館が増えてきたことは文化行政の姿勢の問題であるがこの方面から改めて文書館問題が論議されることを期待したい。

沖縄史料編纂所の大城所長より現地の新聞原稿が提供された。沖縄県復帰なり、戦後、という言葉が二十七年たっても未だ残っていたことに改めて驚く。ここで述べられていることは沖縄のみの問題であらうか。全国の有識者や行政担当の方々にぜひ考えてもらいたいと思う。

文書館ニュース 第7号

昭和四十七年十一月一日発行

山口県文書館

山口市春日町八番三号
電山口一〇四三七〇番
千七五三